

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2019年3月号

－身近な製品事故に注意！－

① スプレー缶の取扱いに注意！

スプレー缶のガスに引火した事故や、スプレー缶本体が加熱されて破裂した事故が全国で発生しています。

スプレー缶に充填されている噴射ガスの多くには、**可燃性ガス**が使用されており、使用方法を誤ると重大事故につながる場合があります。

平成25年度以降、スプレー缶による火災や破裂に至った事故が全国で27件ありました。重傷者は3人、軽傷者は12人の人的被害があり、22件が火災を伴う事故となりました。

※調査期間：平成25年4月～平成30年11月

NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）平成30年12月26日発表資料より

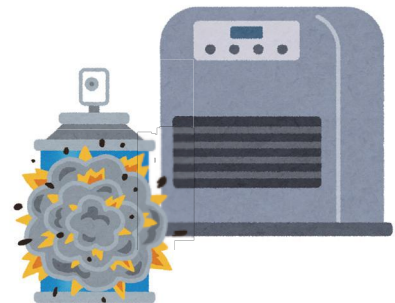
[主な事故事例とその原因]

(事例1) 爆発による事故

石油ファンヒーターの使用中に、そばに置いてあったヘアスプレー缶が爆発し、カーテンが燃えたり窓ガラスが割れたりした。手や顔などにやけどを負った。

[事故原因] 火気や高温の場所でスプレー缶を保管

スプレー缶の噴射剤には可燃性のガスが使用されることが多く、スプレー缶が熱せられると、内部の可燃性ガスが膨張して内圧が上がり爆発の原因となります。



(事例2) 引火による事故

ガスコンロでお湯を沸かしている近くで、スプレー缶のガス抜きを行っていたら引火し、顔や胸などにやけどを負った。

[事故原因] 火気の近くでスプレー缶を使用

火気の近くで使用すると、可燃性ガスなどに引火することがあり、火災発生の原因となります。また、使用後であっても、多量に噴射したガスが滞留している場合、火気があると引火するおそれがあります。

(事例3) 穴あけ時の事故

塗料スプレー缶をゴミに出すために穴をあけたところ、穴から塗料が噴き出し、顔にかかった。塗料が目に入って痛みで目が開けられず、救急車で搬送された。

[事故原因] 中身が残っている状態でスプレー缶を穴あけ

スプレー缶の中にガスが残っている状態で穴あけをすると、高圧に充填されているガスと中身が勢いよく吹き出してしまいます。

アドバイス

○直射日光のあたる場所や暖房器具の近くなど、**高温になる場所**にスプレー缶を置かないでください。

○使用時や使用後は、窓を開けるなどして**十分に換気**を行いましょう。換気が終わるまでは、ライターや火花が発生する機器（ガスコンロ、換気扇、掃除機など）を使用しないでください。



○スプレー缶の中身は出し切りましょう。ガス抜きをする際は、屋外の風通しの良い場所で、繰り返し噴射用ボタンを押し噴射音が聞こえなくなるまで行いましょう。

*最近のスプレー缶にはガスを出しきるための【ガス抜きキャップ】が装着されていますので手順に従い安全にガス抜きをしてください。

○**お住まいの市町の廃棄手順**に従って廃棄しましょう。

穴あけが必要な場合は、スプレー缶の中身のガスを完全に出し切ってから行いましょう。

② モバイルバッテリーによる事故に注意！

モバイルバッテリーは、コンセントがない屋外でもスマートフォンやタブレットなどを充電できる便利な製品ですが、近年、モバイルバッテリーに搭載されているリチウムイオンバッテリーを原因とした事故が多発しています。



平成25年度以降、モバイルバッテリーの事故が全国で150件発生しています。

※調査期間：平成25年4月～平成30年3月

NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）平成31年1月24日発表資料より

[事故事例]

モバイルバッテリーを充電しながら就寝していたところ、部品の不具合により内部ショートが生じ、周囲の可燃物に引火する火災が発生した。

アドバイス

○モバイルバッテリーを購入する際は、**PSEマーク**が製品に表示されているかどうかを確認してください。

モバイルバッテリーの事故の増加を受け、モバイルバッテリーが新たに電気用品安全法の規制対象となり、平成31年2月以降PSEマークの表示のないバッテリーの販売は禁止されています。



* 電気用品安全法の規制対象となる電気製品は、国が定めた一定の安全基準などを満たしている場合に、PSEマークが表示でき、店頭での販売・陳列が可能になります。



○製品本体に強い衝撃を加えないでください。また、コネクタなど端子が曲がったものは使用しないでください。

○就寝中などに充電する場合は周囲に可燃物を置かないでください。また、充電中に使用することは避けてください。

○ご使用の製品がリコール対象製品に該当しないか、消費者庁のホームページ等で確認しましょう。リコール対象製品の場合は、すぐに使用を中止し、販売店やメーカーに連絡しましょう。

消費者庁 リコール情報サイト

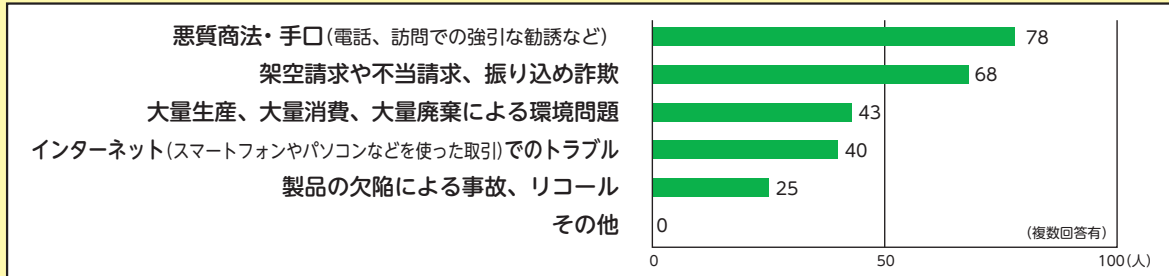
検索

消費生活モニターの皆様にお聞きしました！

県消費生活モニターの皆様は、消費生活の中で特に問題だと感じていることをお聞きしたところ、半数以上の方が「悪質商法・手口」、「架空請求や不当請求、振り込め詐欺」と回答しました。

(県消費生活モニター 106名)

消費生活に関わる様々なことの中で、特に問題だと感じていることは・・・。



●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

3月の開設日

開設時間14:00～16:00

分野	3月	
福井弁護士会(法律)	4日(月)	敦賀市消費生活センター(☎0770-22-8115)
	5日(火)	県消費生活センター
	20日(水)	県消費生活センター

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。3月4日(月)の申込受付は、開催場所の敦賀市でもできます。また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

消費生活のご相談は・・・

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA7階)
☎ : 0776-22-1102
FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)
☎ : 0770-52-7830
FAX : 0770-52-7831 (第3日曜日は休館)

受付時間9:00～17:00(平日、土日)(祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのかわからない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県